

わたしたちの

学びと活動



川西市人権啓発サポーター一会

川西市人権推進課

も く じ

| | |
|---------------|----|
| はじめに 「お元気ですか」 | 1 |
| 人権啓発サポーターとは | 2 |
| 講座実施歴 | 4 |
| 講座に参加された方々の声 | 8 |
| サポーターそれぞれの思い | 13 |
| おわりに「語り場へ」 | 21 |

| | |
|-------------------------|----|
| 資料1 川西市人権啓発サポーター設置要綱 | 23 |
| 資料2 川西市人権教育協議会 組織構成図 | 24 |
| 資料3 人権学習市民講座/人権学校 案内チラシ | 25 |
| 資料4 人権に関する年表 | 33 |

お元気ですか



クラスター パンデミック テレワーク オンライン アラート ……

耳慣れないことばが溢れたコロナ禍の今年度 いかがお過ごしでしょうか

わたしたち人権啓発サポーターも 大きく様相を変えて

人権の学びと活動を行うことになりました

集まって活動が再開できたのは6月

これまでどおりの活動を行うのが難しいことから

サポーター会としては初めて

学びと活動を紹介するための冊子を まとめることになりました

この小冊子がみなさまに届き

たとえ お一人でも その学びと活動の一助となれば 嬉しいです

冊子や活動の内容について ご意見やご感想を

わたしたちにお寄せください

みなさまの声が わたしたちの学びと活動の糧となって

一歩ずつ成長できると信じています



人権啓発サポーターとは

「川西市人権啓発サポーター設置要綱」(資料1)の定めにより、
 人権問題の解決に対する正しい理解と認識を持ち、人権教育・人権啓発の推進
 に熱意のある者が市長から委嘱され、所定の活動を1年間行うこととされています。
 サポーターが集うサポーター会は、川西市人権教育協議会の構成団体(資料2)
 の一つでもあります。



| 同和教育推進委員 | 人権教育推進委員 | 人権啓発サポーター |
|---|--|--|
| 1980(S55)~1999(H11) 延べ20年間 2人×7中学校区 委員14人 | 2000(H12)~2001(H13) 名称変更により2年間 PTA推薦12人 コミュニティ推薦2人 公募11人 } 25人 | 2002(H14)~ 18年経過 全員公募 現在9人 ※ピーク時は15人 女性3人 男性6人 平均年齢69歳 平均活動歴9年 |
| 同和問題・人権問題のオピニオンリーダーの養成が目的 | | |



【サポーター会所定の活動】

年間を通して三つの活動をしています。



(1) 定例会

毎月1回 第3水曜日の10時～正午
川西市総合センターに集合しています。
人権に関わるテーマや各メンバーの活動内容について情報と意見の交換をしています。
サポーター会が主催する講座の企画運営について協議しています。

(2) 「人権学習市民講座」の企画運営

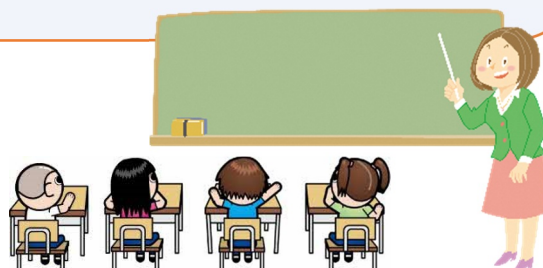
毎年6月に開催しています。
人権問題について“広く分かりやすく”学ぶことを目的としています。
メインテーマのもと、3週連続の3講座を3人の講師がそれぞれの切り口で1講座ずつ担当することを原則としています。



※ 2015年度から、人権擁護委員協議会川西部会が両講座を後援

(3) 「人権学校」の企画運営

毎年11月に開催しています。
2008(H20)年に「人権啓発サポーター養成講座」から「人権学校」に改称
人権問題の一つのテーマについて、“より深く”学ぶことを目的としています。
3週連続の3講座を1人の講師がすべて担当することを原則としています。



講座実施歴 【人権学習市民講座】

※2007(H19)年度～

| 年度 | 回 | メインテーマ | 講師 | テーマ | 開催日 場所 | 参加者数 |
|-----------------|---|---------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------|------|
| ※↓場所:総合センター体育室 | | | | | | |
| 2007 H19 | 1 | いのちを考える | 桜井 智恵子 (川西市子どもの人権オンブズパーソン) | 子どもの危機・自死 ～子どもの背負う時代背景～ | 5.29 | 70 |
| | 2 | | 宇野 宏幸 (兵庫教育大学) | 発達障害とは? | 6.12 | 164 |
| | 3 | | 市川 禮子 (きらくえん) | 高齢者の人権を考える ～きらくえんのとりくみから～ | 6.26 | 95 |
| | 4 | | 赤松 彰子 (助産師) | 性についての人権 | 7.10 | 77 |
| 2008 H20 | 1 | こころ | 日名 将雄 (元小学校長) | 同和問題を考える | 6.11 | 99 |
| | 2 | | 孫 敏男 (川西市職員) | 外国人問題を考える | 6.25 | 100 |
| | 3 | | 中鹿 彰 (追手門学院大学) | 発達障害を考える ～発達障害の領域とは～ | 7.9 | 196 |
| 2009 H21 | 1 | 希望 | 熊本 理抄 (近畿大学) | 女性として、部落民として | 6.11 | 78 |
| | 2 | | 南雲 明彦 (読字障がい者) | 僕だけじゃない! ～LDの悩める青年～ | 6.24 | 121 |
| | 3 | | ヨシノ ユギ (LGBT) | あなたは「女」? 「男」? ※ビデオに変更 | 7.8 | 91 |
| 2010 H22 | 1 | 勇気 | 中村まり・衛 (親子) | 輝く明日へ ～アスペルガー症候群の息子とともに～ | 6.2 | 99 |
| | 2 | | 杉尾 敏明 (中途視覚障がい者) | 光を失いつつある今 | 6.16 | 48 |
| | 3 | | おおもり みちよ (LGBT) | カミングアウト! | 6.30 | 57 |
| 2011 H23 | 1 | まごころ | 寮 美千子 (作家) | 受刑者の心に耳を傾けてください | 6.8 | 54 |
| | 2 | | 高田 昌代 (神戸市看護大学) | 子どもの虐待はなぜ起こる? | 6.23 | 67 |
| | 3 | | 中井 正嗣 (憐千房) | 育つ人・育てる人の心 (刑余者等支援) | 6.29 | 72 |
| 2012 H24 | 1 | 光を求めて | 柘田 ふみ (NPO 法人おかえり) | 一人の女の子との出会いから生まれた「おかえり」 (子ども支援) | 6.6 | 42 |
| | 2 | | 栗木 剛 (motto ひょうご) | 人権「楽」集会 | 6.13 | 52 |
| | 3 | | 島田 妙子 (憐イメージント代表) | 幸せって何だっけ? ～虐待する親を癒したい～ (被虐待体験から) | 6.20 | 72 |
| 2013 H25 | 1 | 明日を信じて ～音楽をとおして人権を考える～ | 中島 敏也 (尼崎市職員) | ギター演奏と歌と話 (同和問題) | 6.6 | 22 |
| | 2 | | 鈴木 凜太郎 (ダウン症児) | ピアノ演奏と母の語り | 6.12 | 24 |
| | 3 | | 北村 多恵 (全盲の音楽家) | 楽器演奏と歌 | 6.19 | 49 |
| ※↓場所:総合センター視聴覚室 | | | | | | |
| 2014 H26 | 1 | 子ども理解のために | 浜田 寿美男 (川西市子どもの人権オンブズパーソン) | 子どもの成長とおとなの理解 | 6/19 | 27 |
| | 2 | | 山口 修喜 (カウンセリングオフィス Pomu 主宰) | 子どもの性被害と実際の支援 | 6/25 | 24 |
| | 3 | | 山川 加奈子 (大学非常勤講師) | ネット社会と子どもたち | 7.1 | 25 |

| | | | | | | |
|-------------|---|--------------------------------------|----------------------------|--------------------------------|------|----|
| 2015 H27 | 1 | 心の病を学ぶ ～「精神障害 者」の現状と 社会の役割～ | 石島 正嗣 (精神科医) | 精神科医から見た現状 | 6.11 | 39 |
| | 2 | | 石島 正嗣 // | 川西における支援の実際 | 6.18 | 34 |
| | 3 | | 酒井 京子 (就労移行支援施設長) | 「障がいのある人たち」の働きたい という思いに応える | 6.25 | 30 |
| 2016 H28 | 1 | 子どもたちと 考える幸せ | 村井 琢哉 (山科醍醐こども のひろば理事長) | 子どもたちとつくる貧困とひとりぼっ ちのないまち | 6.15 | 23 |
| | 2 | | 瀧野 真嗣 (児童養護施設三光塾施設長) | 一人ひとりを大切にする 三光塾の 取り組み | 6.22 | 32 |
| | 3 | | 明石 一朗 (関西外国語大学) | 心の窓を少し拓いて | 6.30 | 29 |
| 2017 H29 | 1 | 老いと死をみつ めて～いつかた どるみち～ | 屋宜 明彦 (「心結」代表理事) | プロがすすめる生前整理 | 6.7 | 46 |
| | 2 | | 源 淳子 (女性問題研究者) | 誰にでもやって来る 人生のしめくり | 6.21 | 45 |
| | 3 | | 中野 敬一 (神戸女学院大学) | メメント・モリ -死を覚えて生きる- | 6.28 | 41 |
| 2018 H30 | 1 | 「発達障がい」 ってなんだろう | 渡邊 純 (メンタルクリニック院長) | それぞれの特性と社会の課題 | 6.13 | 59 |
| | 2 | | 安部 かおる (ピアカウンセラー) | 発達障がいと ともに地域で生きる | 6.20 | 57 |
| | 3 | | ビデオ学習 | 自閉症者から学ぶ | 6.27 | 47 |
| 2019 R1 | 1 | 自死(自殺) 問題について 考えよう! | 八尾 和彦 (関西いのちの話事務局長代行) | はい、いのちの電話でございます! | 6.12 | 59 |
| | 2 | | 椎名 やよひ (僧侶) | 自死遺族に寄り添う | 6.20 | 57 |
| | 3 | | 中野 敬一 (神戸女学院大学) | 人はなぜ自死を選ぶのか -その心理状態について考える- | 6.27 | 47 |



講座実施歴 【人権学校】 ※2008(H20)年度～

| 年度 | 回 | 講師 | テーマ | 開催日 | 参加数 |
|-------------|---------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-------|-----|
| 2008 H20 | 1 | 石元 清英 (関西大学) | 人権教育(啓発)は何をしてきたのか? | 10.15 | 24 |
| | 2 | | ジェンダーの視点からみえてきたもの | 10.29 | 35 |
| | 3 | | 先送りされつづけた性の問題 | 11.12 | 30 |
| | 4 | | 自分自身にかかわるものとしての人権問題 | 11.19 | 21 |
| 2009 H21 | 1 | 石元 清英 (関西大学) | 子どもの虐待を考える ～子どもの虐待、いま何が問題なのか～ | 10.7 | 50 |
| | 2 | | 子どもの虐待を考える ～児童相談所は何ができなかったのか～ | 10.21 | 45 |
| | 3 | | 子どもの虐待を考える ～虐待の世代間連鎖と日本の児童福祉～ | 11.4 | 54 |
| | 4 | | 病と差別を考える ～HIV/ AIDSの現在とこれから～ | 11.18 | 45 |
| 2010 H22 | 高齢者の人権は守られているか | | | | |
| | 1 | 久保 雅弘 (医師) | 在宅ケアの現場から ※川西市緑台 | 11.17 | 28 |
| | 2 | 重野 勉 (福祉施設職員) | 福祉の現場から① ※大阪府八尾市 | 11.24 | 21 |
| | 3 | | 福祉の現場から② | 12.1 | 21 |
| | 4 | 山本 ハツミ (地域包括センター職員) | 川西の現実・成年後見制度から ※川西市 | 12.8 | 30 |
| 2011 H23 | 障がい者の人権を考える | | | | |
| | 1 | 串崎 真志 (関西大学) | 精神障がいの理解と人権 | 11.10 | 26 |
| | 2 | | 発達障がいの理解と人権 | 11.17 | 40 |
| | 3 | | 身体障がいの理解と人権 | 11.24 | 23 |
| | 4 | | 私たちの暮らしと障がい | 12.1 | 28 |
| 2012 H24 | 冤罪と人権を考える | | | | |
| | 1 | 浜田 寿美男 (川西子どもの人権オンブズパーソン) | 無実の人がなぜウソの自白に落ちるのか ～足利事件と日野事件～ | 10.26 | 27 |
| | 2 | | 部落差別と冤罪 ～狭山事件～ | 11.2 | 28 |
| | 3 | | 知的障がい・発達障がいと冤罪 ～野田事件～ | 11.9 | 33 |
| | 4 | | 歴史と冤罪 ～帝銀事件と福岡事件～ | 11.16 | 35 |
| 2013 H25 | 貧困を考える ～「ホームレス」問題と子どもの貧困～ | | | | |
| | 1 | 生田 武志 (野宿者ネットワーク代表) | 子どもと若者の貧困を考える | 11.13 | 30 |
| | 2 | | 日本に広がった貧困と野宿の社会的背景 | 11.20 | 32 |
| | 3 | | なぜ、若者は野宿者を襲うのか | 11.27 | 41 |
| 2014 H26 | ありのままの自分を生きる | | | | |
| | 1 | 金子 旬 (LGBT・司法修習生) | セクシュアル・マイノリティって何だろう? | 11.12 | 27 |
| | 2 | | 性同一性障がい者の「生きづらさ」を語る | 11.19 | 24 |
| | 3 | | 多様な性で生きられる社会へ | 11.26 | 25 |

| | | 古い、死について考える | | | |
|------|---|-----------------------------------|-------------------------------|-------|----|
| 2015 | 1 | 杉本 圭司 (市立川西病院医師) | 医療の現場から | 11.11 | 28 |
| H27 | 2 | 市川 禮子 (社会福祉法人 きらくえん理事長) | 施設・介護の現場から | 11.18 | 18 |
| | 3 | 中野 敬一 (神戸女学院大学) | 宗教・学問の現場から | 11.25 | 21 |
| | | 薬物依存問題について考えよう | | | |
| 2016 | 1 | 倉田 めば (大阪ダルク創設者) | 薬物依存症とは? | 11.9 | 24 |
| H28 | 2 | | 薬物を使う人はなぜ助けを求められないのか? | 11.16 | 28 |
| | 3 | | 薬物依存からの回復と支援と支援 | 11.30 | 37 |
| | | 共に生き、安心できる生活のために | | | |
| 2017 | 1 | 在間 秀和 (弁護士) | 法律は誰のために何のためにあるのか? | 11.15 | 29 |
| H29 | 2 | | 働く人たちを守るための法律はどうなっているのか? | 11.22 | 20 |
| | 3 | | 働く人たちの権利をどのようにして守るのか? | 11.29 | 20 |
| | | 今日の部落問題をどう考えるか—「部落差別解消推進法」制定を受けて— | | | |
| 2018 | 1 | 住田 一郎 (部落解放運動活動家) | カムアウトと人権(部落)問題 | 11.14 | 29 |
| H30 | 2 | | 先の法律(同和対策事業特別措置法)33年の功と罪 | 11.21 | 33 |
| | 3 | | 部落問題の真の解決に向けて —両側から超える営みを— | 11.28 | 27 |
| | | 「8050問題」とは、～ひきこもり問題を考えよう～ | | | |
| 2019 | 1 | 泉 翔 (NPO法人 ウィークタイ 代表理事) | 「ひきこもり」から問う「生」に直撃する支援 | 11.13 | 64 |
| RI | 2 | 岡本 康子 (宝塚 こもりむしの会 代表) | 冬眠から目覚めに立ち会ってみて | 11.20 | 53 |
| | 3 | 勝部 麗子 (豊中市社会福祉協議会職員) | 8050問題 中高年の引きこもり支援 | 11.27 | 73 |



講座に参加された方々の声

【人権学習市民講座】

※ 各講座の終了時に協力していただいたアンケート(感想・意見)から抜粋しました。
掲載している内容については、原文を尊重しながら一部割愛させていただいた文章もあります。

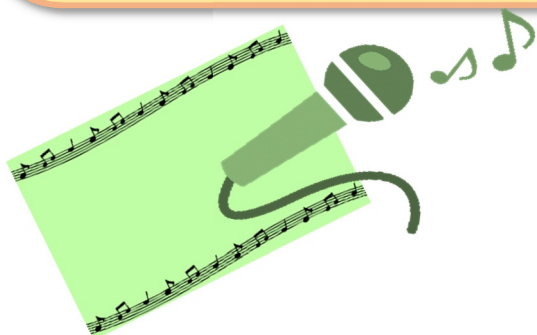
《音楽をとおして人権を考える》

2013.6.12

凜太郎さん(ダウン症)のピアノ演奏とお母さんのお話

声

感動しました。凜太郎君が生まれてからご両親の心配、ご苦労が本当によく分かりました。凜太郎君の成長と共に障害を受け入れてからのお母さんが強くなっていく様子に感動しました。又、凜太郎君の努力に感動です。いろいろお話しを聞いていく中で、私は優しく強いご両親に育てられた凜太郎君をうらやましく思えてきました。



《音楽をとおして人権を考える》

2013.6.19

北村 多恵さん(全盲の音楽家)の歌とお話

声

川西で生まれ育った彼女だからこそ、その時々为学校・地域の混乱が目につかぶようでした。“見える”という言葉も、話の中で何度か使われましたが、本当に私たちが言う“見える”とは何をもって“見える”というのかを、考えさせられました。自分の感覚で決めつけていく…その枠を超えたものへの想像性を働かせることもせず自分基準で物事を考える。だから、“見える”という言葉に、“?”思うのですね。今日、五感も物言わぬ言葉であると思いました。

《子ども理解のために》

2014.6.25

「子どもの性被害と実際の支援」

山口 修喜さん(カウンセリングオフィス Pomu 主宰)



声

「相談者はまずは傾聴から」と教えられてきたが、トラウマは傾聴では治らないと聴き、ハッと気づかされました。トラウマから解放する方法を拝聴し、納得しました。インターネットの動画を是非観たいと思います。

※山口さんは、国内で唯一の男の子の性被害について相談を受ける機関の主宰者でもあります。

《「発達障がい」って何だろう》

2018.6.13

「それぞれの特性と社会の課題」

渡邊 純さん(市内わたなべメンタルクリニック院長)



声

自閉症スペクトラム、ADHD、学習障がいについてとても分かりやすく説明してもらい、症状等がよく分かりました。

知人が障がい者に一度も接した事がないのに障がい者の世話人の仕事を始めました。変わった行動をすると話を聞く事がありますが、先生が講義はじめに言われたように少し変わった考え(行動)をする少数派が変わっているのか、同じような考えを持っている多数派が正しいのか…お互いを分かり合う事が大切なのだと、その知人にも話してみたいと思います。

《「発達障がい」って何だろう》

2018.6.27

「ビデオ学習-『自閉症者 東田直樹さんから学ぶ』」

声

自閉症であっても、発達障がいがあっても、気持ちは健常者と何も変わらずに感じている事、そしてそれがうまく表現できないという事が本当に良く分かりました。

こういう事なのか…という部分を理解させてくれて、そして考えさせられる映像だったと思います。こういった理解を広げていく必要を感じました。

東田さんのお母さんが、文字列のパネルを利用して話ができるという所までつなげていかれた過程も知りたいと思いました。生きづらさの理解をしても、果たして、自閉症の方と向き合った時に対応できるのか。

まだまだ学習する事が必要だなと思いました。本日のDVD 貸してほしいです!

※ NHK DVD 「君が僕の息子について教えてくれたこと」は人権推進課で貸し出します。



《自死(自殺)問題について考えよう!》

2019.6.12

「はい、いのちの電話でございます!」

八尾 和彦さん(関西いのちの電話事務局長代行)

声

自殺というキーワードで、敬遠してしまい、知ることを避けてしまっていたと感じました。

「いのちの電話」の活動内容や悩みの内容を知ることができて、勉強になりました。

講師の八尾さんは、多角的な視点をもたれ、私たちにも共感できるような内容で話をしてくれ、とても分かりやすかったです。

とても大変なお仕事をされていて、素晴らしいと思いました。

《自死(自殺)問題について考えよう!》

2019.6.20

「自死遺族に寄り添う」 椎名 やよひ さん(僧侶)

声

家族とは、言いたい事を自由に言葉で発して日々を送って行ける事が大切ではないかと思わせて頂きました。

日々、家族、又、外での他の人達とも親しく、温かい出逢いが出来る様、もっと努力して行ければと思いました。

紹介された遺族の文面、子供を亡くした人の話が胸にひびきました。

今日も子供に感謝しなくては…と思わせて頂きました。

《自死(自殺)問題について考えよう!》

2019.6.27

「人はなぜ自死を選ぶのか」 中野 敬一さん(神戸女学院大学教授)

声

人はなぜ自死を選ぶのか、その心理状態について考え、精神疾患、それ以外の何か、虐待されて自死を選ぶところではないが、学校のいじめで死ぬ子は多い。

学校にいかなくていいよといえる世の中にする。経済効率最優先、学校内の序列化、早く、早く、早く、…小さい頃からずっと言われて育っていく。

自殺の流れ→耐えがたい苦痛→解決策の模索→うまくいかないのもう考えるのをやめる。意識を停止。「もっと他になかったか」「もっと考えたらよかったのに」が一番残酷な言葉。自殺には「死にたい」と「生きたい」の両方が同時に存在する。

自殺者は死ぬことをかたく心に決めている、は誤解。自殺には「死にたい」「生きたい」の両方が存在する、そこにいかに寄り添えるか。死にたいんじゃなく生きたいんだ、ということで関わっていく。支援者として仕事に活かそうと思いました。

講座に参加された方々の声

【人権学校】



《冤罪と人権を考える》

2012.10.26~11.16

浜田 寿美男さん

(奈良女子大学名誉教授・川西市子どもの人権オンブズパーソン)

声

4回の講義を受ける中で、今も冤罪が次々と起こっているかと思うと、怖くなります。

私の経験話になりますが、義理の母が亡くなった時、第一発見者が私でした。

義母には強いこだわりがあり、体調が悪くても医者に診てもらう事を拒否する人でした。

トイレで鮮血をこぼしましたので、無理やり病院へ連れて行きました。

異常なしとの診察を受けましたが、1ヶ月後のある日、朝起きて来ない義母を起こしに行くのと冷たくなっていました。行きつけの医者もない事から、警察に呼ばれ3日間位、何十回も同じ質問を受けた経験があります。

子育て中で大変だった冬の寒い日、玄関で毎日のように同じ質問を受けました。初めての経験で、心も凍る思いをした事を思い出しました。

冤罪に落とされた人たちの苦しみが、ほんのわずかでも、分かる気がしました。



《共に生き、安心できる生活のために》

2017.11.22

「働く人たちを守るための法律はどうなっているのか？」

在間 秀和さん(弁護士)

声

今回のテーマは非常に興味がありました。知らなかった事が多々あり、とても勉強になりました。

今後、転職する時には今日勉強した事を思い出してしっかり契約内容を確認してからにしようと思います。



《今日の部落問題をどう考えるか》

2018.11.4/11.28

「カムアウトと人権(部落)問題」

「部落問題の真の解決に向けて」 一両側から超える営みを—

住田 一郎さん(部落解放運動活動家)

声

部落問題について学ぶ機会は今までほとんどありませんでしたが、今日のお話を聞き、勉強になりました。
カムアウトする事は難しいことだと思いますが、カムアウトすることで相手からたくさんの質問をされたり、会話がはずむ事もあり、解決に繋がることもあるのかなと思いました。
知らないことで触れにくい問題もあり、正しい知識を学び、知る事は大切だと思いました。

声

「部落の所在地はオープンにするべきではない」という教育を受けてきましたが、「オープンにされるべき」という考え方があり、驚きました。「オープンにしたうえで受け入れ合うことのできる社会」が一番の理想だと感じました。



《「8050 問題」とは、～ひきこもり問題を考えよう～》 2019.11.13

「『ひきこもり』から問う『生』に直撃する支援」

泉 翔さん(特定非営利活動法人ウィークタイ代表理事)

声

「ひきこもり」という“状態”であって“人”ではない。
ひきこもりだからといって、ずっと家に居るわけではない。
一概にひきこもりを助けない、解決したいという気持ちでは難しい。
一人ひとりと向き合わなければ、知ろうとしなければいけないという言葉が心にグサッと刺さった気持ちでした。
一方通行の支援を考え直さなければ…気付かされた事が沢山ありました。

サポーターそれぞれの思い

安心安全のまちづくり

皆さんの周りで、「お前みたいなやつは死ね」「気持ち悪い」「街を歩くな」などのメールや手紙で、学校や職場に行けなくなったり、心が深く傷ついている人の話を聞いた事はありませんか。人権が否定され、侵害され、人間としての尊厳を踏みにじられていいのでしょうか。

自分の名前がバレないからと、こうした発信を平気で行う人がいること、そして心が深く傷ついている人がいることを、他人事ではなく自分の問題、社会の問題として捉え、心の痛みがわかる人を一人でも多く増やしていきたいです。

誰もが友人や知人、近所の皆さんたちと信頼関係で結ばれ、安全で安心な毎日を暮らしていける権利があります。それが『人権』だと思っています。私は常に自分の足元を見つめ、人権感覚を養い磨いておきたいです。そして、安心安全な暮らしにつながる人権の学びと活動に、これからも地道に取り組んでいきます。



セクシュアル マイノリティ

金子旬さんは『…当事者と言う表現は好きではない!』と言われた。人がさまざまであるように、セクシュアリティもさまざまで、まさに虹のようなグラデーションであると色紙(いろがみ)を使って小学生に話されたそうだ。

男性の…、女性の…、トランスジェンダーの…と、カテゴライズするのはナンセンスともおっしゃった。

『私は、わ・た・し!』

強い人だ。

司法修習生時に出会ったが、現在は仲岡しゅん弁護士としてメディアでも活躍中。正義の味方の存在が心強い。



ひきこもり問題

勝部麗子さんが、地域ぐるみで支え合う豊中市の活動を語られた。

そのなかのアイデアとして、『履歴書を必要としない地域での就職』的なお話が腑に落ちた。

今のご時世、ちょっとしたパートをするにも、まず履歴書が求められる。

一昔前のように、顔なじみの商店などから気軽にお手伝いを求められ、地域の一員として働ければ、ひきこもり問題の解消だけでなく、地域の活性化にもつながる。ひいては公助も最小限に抑えられる。

一人ひとりが持っているいろんな力を無理なく出し合えれば、素晴らしい地域、社会になっていくと思う。

人権に目覚めたきっかけ？

人権啓発サポーターになったきっかけは、PTA 役員になったことから。サポーターになって人権というもの広く学ぶ機会を得た。可とは言えないが、不可を言い渡されることなくここに居ることができている。

思い起こせば子どもの頃、たまに行く大阪の街で見かけた路上の「お乞食さん」「白装束の傷病兵」。聞こえてくる地下鉄工事の“ドッカーン”の大音響。

ショックを受けたのは、ゴミ箱(昔はコンクリートのゴミ箱が個人の家にあった)の中にチンと座っていたお婆あちゃんの姿。捨てられたのか捨てられに行っただのか、その映像が脳裏から離れない。そのことが、今の仕事(介護職)に結びついているのかもしれない。

何故かのけ者にされる級友。ラジオから聞こえた「ヨイトマケの歌」に涙したこと。

その頃は どうして? の疑問と 哀しいような 恥ずかしいような、口にしてはいけない・人に問いただせない「なんだか嫌な」気持ちを封印してきた。

今になって、当時の記憶の断片が人権というものに繋がっていく気がしている。

同和問題・人種差別・心身障害・貧困・虐待・LGBT・犯罪・自死…。

いずれも対岸の火事である間は分かったような顔をしていられる。

知らない人のことは所詮分かったつもりでしかない。

自分や身内、知り合いに起こって初めて心に響くのではないだろうか。

痛みが分かったとして、救いの手を差し伸べられるのかということそれは難問である。でも否定しない、共感することができる強い・優しい心を持てるようにしたいと思っている。

ありのままを受け入れて、見守ってくれる人がいたら前に進める気がする。



同和問題の解決はなぜ進まない

部落解放運動活動家の住田一郎さんは、『隠蔽と暴露』の関係性から脱却し、カムアウト(カムフラウト)を通して、『両側から超える営みを』と『完全オープン対話』を薦めている。

現実はその域に達していない。だからこそ根強い部落差別意識は残っている。

お互いの信頼関係を築くことが前提となるのか、率直に語り合う勇気が必要だ。

どちらの立場か分からない私は生涯学び続けようと思う。

重度の自閉症者といわれる東田直樹さん

自閉症は発達障がいの一つであり知的障がいを伴う人、伴わない人もいる。
コミュニケーションの手段が「一般的」でないことが大きな壁、まさに障害となっている。
円滑に話せなくても、話された内容は十分理解できる人が多い。
これらを学んだあと、近所の自閉症的な青年に対する態度を改めた。
ささやかな実践だが、出会ったときに、『おはようございます』と声を掛けることにした。



あいさつの返しは分かりにくい、明らかな戸惑いと不快ではない様子がかがえた。
講座で学ぶことも多いが、身近な市井の人々から学ぶことができるのが人権問題でもあると思う。

コロナ禍に思う



マスク越しの会話は声が届きにくい、表情が見えない。
聴こえづらい私は一層つらい。
幼子の発達にも影響するかもしれないと言われ、親御さんも不安だろう。
外出や趣味の集まりなどが減ると、認知症傾向の人は認知機能や生活機能も低下する心配がある。
コミュニケーションは情報と意思の相互伝達と習った。
人間関係を築くうえにも重要な手段だ。
面と向かって会えなくてもいろんな交流手段がある。
電話、ファクシミリ、手紙、e-mail…。
スマホやパソコンを使えば映像通話も可能だ。
どんなときも、悲観的にならず、笑顔で前向きに生きていきたいものだ。
まさに“ウィズ・コロナ”

右の一行詩は奈良少年刑務所の社会涵養プログラムの教室で起こった奇跡…。

作家の寮美千子さんは、童話や詩を通して少年たちの閉ざされた感情を掘り起こし、情緒を耕す授業を担当されました。

安心安全な場を得て初めて、自分の気持ちを表現することができる。

それを誰かが受けとめてくれる。

それだけで人は癒され、人と繋がれる。

くも

空が青いから白をえらんだのです



学びからの気づき

人権との出会いは「女性の人権」です。

家庭・子育て・職場・地域活動における「アタリマエ」、「男だから、女だから」という決めつけは、個人の生き方や人生の選択に制限を及ぼします。

人生のなかでのさまざまな選択は、他から押し付けられるのではなく、自らの意思で選べるのが重要です。

そのような環境を整えられる社会「男女共同参画社会」をめざすための活動が私の第一歩で、現在も続けています。

その活動中ですが、20年近く前、市の人権教育推進委員（サポーター会の前身）の募集があったので、他の人権についても学びたいと思い応募しました。

委員になってから、講座や人権教育研究大会に参加でき、多くの学びがありました。

- ・いろいろな人権の問題の性質や歴史は大きく違っても差別の構図それ自体は、どこか共通するものがある。
- ・「他人事」でなく「自分事」として差別と向き合うことが大切である。
- ・人を「器」（外見）で見ない。
- ・人の話をよく聴き、正しい認識をもつ、違う考え方も知る。
- ・自分の知識や考え方を更新する柔軟さも大切である。

これらを肝に銘じています。

人権は難しいことではなく、誰もが生きやすい社会になることだと思っています。



いのちの電話

自死問題の講座で関西いのちの電話常務理事の八尾和彦さんのお話を聞き感動しました。

この感動を、もっと多くの方にも共有してもらおうと、同じ講座を地域のコミュニティでも開催しました。

まさにコロナ禍になる一歩手前での開催でしたが、多数の方が熱心に傾聴されていた姿が目につかびます。

コロナ禍で若い女性の自死が増えていると知りましたが、一人のいのちを救えることができるかもしれない人権の活動を続けたいと思っています。

自死問題

自死遺族の方々は言う。せめて「自殺」と言わず「自死」と言って欲しい。
自死を選ぶ人の最終決断を単純に否定したくないが
残された家族の虚しさ、辛さを考えるとなんとか、とどまって欲しいと思う。
住まいは事故物件となり損害補償を求められることもあるとか
あらぬ噂、風評も残された遺族にはのしかかる。
自死を持って抗議する人、いじめ被害を訴える子どもたちも
自分なりに精いっぱい誰かを、何かを守っているのだろう。
自死、尊厳死、安楽死、自然死、突然死…
死にも様々あるが、だれもが悔いのないよう
穏やかな終末を迎えられるような社会であってほしい。

人権と私

私の人権意識はどのように培われてきたのだろう。
私は九人兄弟の末っ子として、裕福ではないが特に不自由もなく
幼少時を過ごしてきました。
皆さんは“末っ子”について、どのような印象をお持ちになるでしょう。
“依頼心の強い甘えん坊”といったところでしょうか。
しかし、末っ子は“アマノジャクの”だという説もあります。
まさに私はそのような生き方をしてきました。
中高生時代はロクに勉強もせず、ほとんど遊んでいましたが無事に卒業はできました。
卒業後、いくつか転職しましたが、組織の中では、あえて“非主流”
の道をたどり、“出世競争に明け暮れる人たち”を遠目に見ながら、
わが道を歩んできました。
こんなアマノジャク的な私ゆえに、人とは違った視点で物事や世の中を見ることに慣れ、
見えない部分や影の部分に関心を持つようになっていました。
また、人との競争が苦手、争いごとはしない、物事は複雑化しないという性格に加えて、
人の人間性を見る、自他のありのままを受け入れるという信念が、
今の人権意識涵養の肥やしになっているように思います。
まだまだ未熟な私ですが、これからもさまざまな人権について考えていきたいと思います。





私と人権啓発サポーター会との関わり

私は5年前に定年退職で完全フリーの年金生活者になりました。その翌年、人権啓発サポーター会に加入了。退職後の第二の人生について、家に閉じこもってはいは精神的にも身体的にも良くないと考えていましたので、どんどん家を出て、地域のさまざまな集まり、活動に積極的に参加することに決めていました。在職中から労働組合活動にも参加してきた経験から、労働者の権利、人権、職場内のパワハラやセクハラ等に関心があり、その延長線上で、様々な差別や人権侵害の解消に向けた活動に、この会を通じて取り組むことができれば、と思ひ参加することに決めました。年2回の講座の企画立案や、メンバーとの情報の交換など、いろいろ勉強させてもらっています。今も、地球上のあちらこちらで最大の人権侵害といわれる戦争や紛争が続いており、自分や自国民のみ幸福であればいいという一国主義の拡大など、終わることのない様々な人権課題の出現が続いています。本当に微力ですが、それらの解決に向けて今後もこの会とともに取り組んでいきたいと思っています。



薬物依存問題

著名な人たちの違法薬物依存問題がメディアを賑わしている。大阪ダルクを立ち上げた倉田めばさんは、薬物依存に苦しむ人や家族をサポートしている。自身の依存体験を活かし、脱却しようとする人たちに寄り添い支援している。彼女は訴える「処罰より希望を！」薬物依存者には回復する権利を与えられるべきです。

無知や無意識では済まされない

学生時代、ある文科系サークルに所属していました。活動の一つとして、年1回の合宿時に所属メンバーが小グループに分かれ、時事問題などについて討議し、その内容を発表することが決められていました。

あるグループは、結婚問題を取り上げ、学内でアンケート調査を実施しましたが、そのアンケート内容に問題があると、他のサークル(部落問題研究会)の人たちから厳しい指摘がありました。

アンケートには、「結婚したい人」「結婚したくない人」という設問があり、「結婚したくない人」の具体事例としての選択肢には、ダイレクトな表現で「在日外国人」や「同和地区関係者」の呼称も挙げられていました。

今となっては、その差別性に気がつくのですが、当時は問題意識を持つこともなく、見過ごしていました。私自身全くの無知だったのです。

この案件は、サークルの幹部メンバーが対応をしていたので、問題点について私は深く学ぶこともありませんでした。

私の人権問題とのかかわりを振り返ってみると、このことが思い出されます。

差別は無知や無意識であれば許されるものではありません。

だからこそ、誰かを傷つけることのないよう、ものごとは正しく知っておき、正しく行動できるよう学ぶのです。

もしも、問題を指摘されれば素直に向き合い、理解した時点から変わっていけば良いと思います。失敗や反省から成長できるのではないのでしょうか。



私の家族と人権啓発活動

現在、私は市外に住んでいる。

定年退職前やその後の勤務地も市内で、校区人権啓発活動にも参加してきた。

そのご縁もありサポーターの一員として校区人権とともに今も活動を続けている。

私が人権と向き合ったきっかけは、家族にある。

『聡と一緒に死ぬ』と妻が言ったときから42年が経過した。

低酸素脳症による四肢体幹機能障害児として生まれ、幾多の生死の境を超えて生きぬいている息子の聡の生命力は素晴らしい。

妻の献身的な全面介護によりベッド上で生活している。

現在は二次障害のため、自力による飲食はできず、胃ろうにより栄養分を補給している。唾液による誤嚥性肺炎になりやすく、せき込めば吸引することが度々ある。

こんな日常の中で、妻が弱気になったときは『聡と一緒に死ぬ』と言う。

必死に生きる息子、必死に介護する妻を支えることが私にとっての使命、生きている意味となっている。

いつまで続くかわからないが、一日一日精一杯生きている家族にとって聡の妹、明子の存在は頼もしい。

明子が小学校6年生のときに書いた詩を紹介します。



「私のお兄ちゃん」

いつもにこにこ顔のお兄ちゃん。

ときどきおこったりするお兄ちゃん。

お兄ちゃんは、いろんなことは、しゃべりません。

でも、「お母さん。」と、「はい。」の言葉をしゃべります。

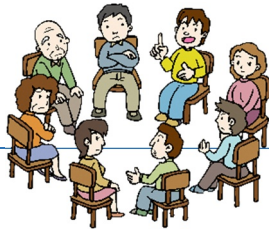
お兄ちゃんは、いろんなことに

たえています。

私は、もし、たった一つ願いがかなうなら

お兄ちゃんを歩かせてあげたい。

お兄ちゃんから、教えられたことは、笑顔とやさしさです。



かた 語り場へ

人権を意識するきっかけは 人さまざま

学ぶ入り口も さまざま

自身のことはもちろん 近い人たちに関わることが 気になるものです

ひとの苦しみ つらさに 思いを馳せ続けると

問題の背景が見えてくるのです 気づくのです

人権の課題すべてに共通する 本質が見えてきます

同じ思い 志^{こころざし}を持つ人と 語り合うと なごみます

前を向いて歩むことができます

新たな視点という刺激を得て 感性にも磨きがかかるでしょう

語り合う場では だれもが人権の語り部^{かた べ}

だれもが 聴く人 理解者になれるのです

川西市人権啓発サポーター会は あなたを お待ちしています



人権啓発サポーター

鎌田 満子

坂口 宣子

山本 令子

前中 豊

田辺 康

高見 誠一

河北 雅仁

榎本 洋

丸野 俊一

資料編

川西市人権啓発サポーター設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川西市は、川西市人権行政推進プランに基づき、川西市の人権教育・啓発の推進を図るため、川西市人権啓発サポーター（以下「サポーター」という）制度を設置し、事務局を人権推進課内に置く。

(定数)

第2条 サポーターの定員は20人以内とする。

(委嘱及び選考委員会)

第3条 川西市は、人権問題の解決に対する正しい理解と認識をもち、人権教育・啓発の推進に熱意を有し、次のいずれかに該当する者の中から川西市人権啓発サポーター会選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、適当と判断する者をサポーターとして委嘱する。

- ①「人権学校」を修了した者で、一定期間(概ね4ヶ月間)サポーター会の活動に参加した者
- ② 川西市が特別に認めた者

2 選考委員会委員は、人権推進課員をもって充てるものとする。

3 前項に定める委員のほか、人権推進課長が必要と認めるときは、人権推進課長が指名する者をもって委員に充てることができる。

(任期)

第4条 サポーターの任期は1年以内とする。ただし再委嘱は妨げない。

(サポーター会)

第5条 サポーターでもって、人権啓発サポーター会を組織する。

2 人権啓発サポーター会は、川西市人権教育協議会の構成団体の一つとなる。

(職務)

第6条 サポーターは、人権教育・啓発を推進するため、次の活動を行う。

- (1) 資質を高めるための学習
- (2) 啓発活動の推進
- (3) 定例会の開催
- (4) 市民講座等の企画・運営
- (5) その他、人権教育・啓発推進に関すること

(報償)

第7条 サポーターには、予算の範囲内で報償金を支払う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

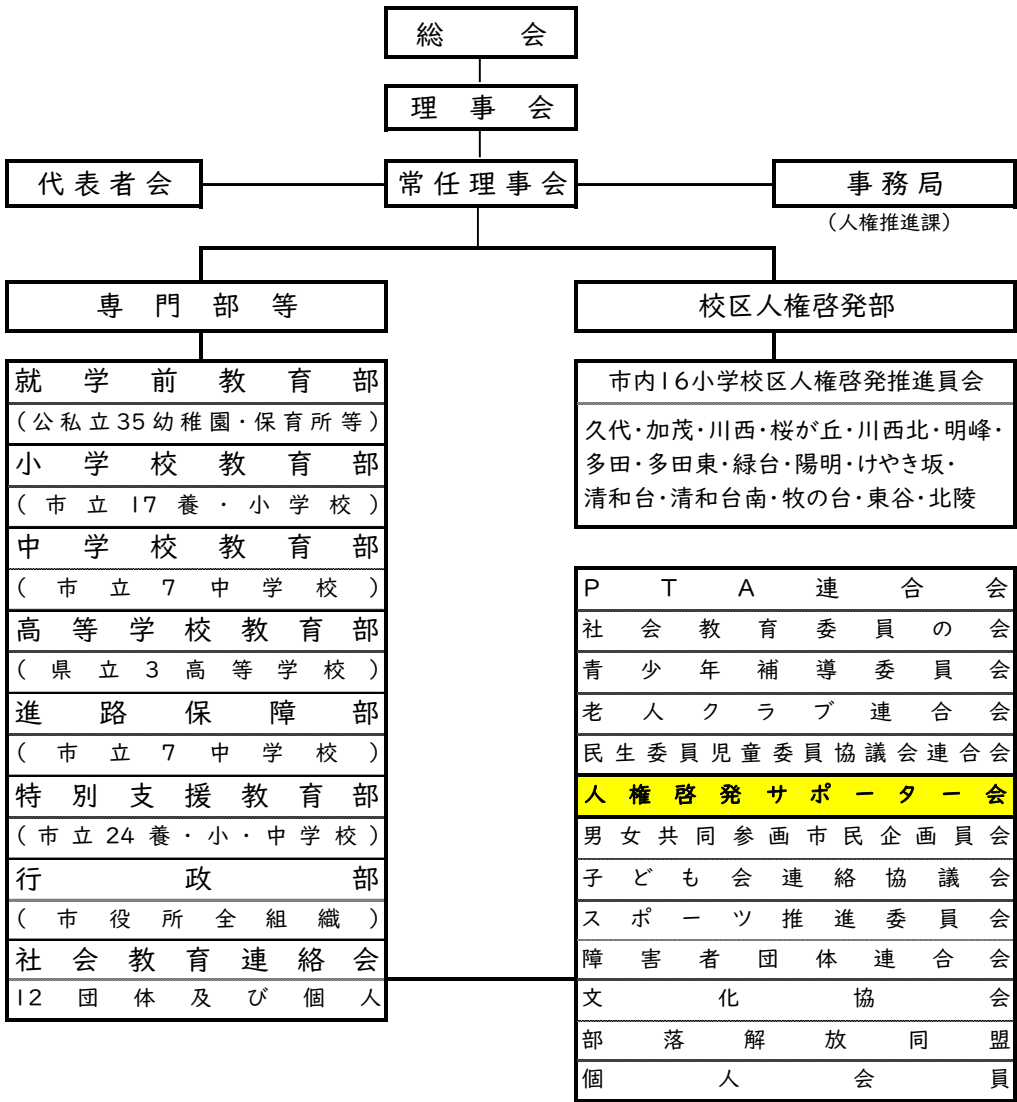
この要綱は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第5条第2項は平成20年5月28日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

川西市人権教育協議会 組織構成図



川西市人権教育協議会(略称・川西人権協)は、1972年に、川西市同和教育協議会として発足し、「部落差別の解消をめざし、人間尊重に視点をあて、民主社会を確立するために同和教育の推進並びに研究と実践を行うこと」を目的に設立された任意の市民団体です。

2009年5月に、名称を現在の川西市人権教育協議会に改称し、活動目的を「部落差別をはじめあらゆる差別の解消をめざし、すべての人の人権が尊重される社会を確立するため、人権教育の推進を図ること」となりました。

組織の構成は、学校教育関係、社会教育関係団体、行政関係や本会の趣旨に賛同する各種機関・団体・個人会員からなり、現在の構成人員は約370人です。

また、連携団体には、阪神地区人権教育研究協議会(阪同教)、兵庫県人権教育研究協議会(兵人教)、全国人権教育研究協議会(全人教)などがあります。

明日を信じて

～音楽とともに歩む道～

第1回 6月6日(木) 午前10時30分～12時

講師 中島 敏也 さん(尾崎市在住)

現在、尾崎市役所で働きながら、10代半ばから弾き始めたギターで仲間と共に「一人がみんなのために、みんなが一人のために」をモットーに音楽活動を行っています。また、地元では、部落差別をなくすため、部落解放運動のリーダーとして活動しています。



第2回 6月12日(水) 午前10時30分～12時

講師 鈴木凛太郎・真己子 さん(伊丹市在住)

凛太郎さんは、重いダウン症と先天性右手欠損という障がいがあります。母親の真己子さんは、長い間、わが子の障がいを受け入れられず、社会へ心を開いていくことはできませんでした。しかし、反対に凛太郎さんは、人一倍人権こい性格で音楽好き、気の遠くなるようなピアノのレッスンも乗り切り、レバートリーは5曲になりました。そんな凛太郎さんと歩んできた母、真己子さんがお話をします。



第3回 6月19日(水) 午前10時30分～12時

講師 北村 多恵 さん(声楽家・川西市在住)

北村さんは、先天性全盲で、幼少の頃から音楽に深く興味を示し、3歳でピアノを始め、その中で、「地域の中の教育」という両親の希望もあつて、音楽学校ではなく地域の小・中学校へ進み、高校は兵庫県で初めて主眼での普通高校への入学でした。その後、大阪音楽大学声楽科を卒業し、現在は各地でのコンサートや学校などで福祉関係の講演活動も精力的に行っています。



★会場はすべて川西市総合センター(3階体育室)

川西市日高町1-2 ☎072-758-8398 ※会場の駐車スペースには限りがございます。

- 主 催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進課
- 手話・保 育 要予約(いずれの回も6月3日までに)人権推進課まで
- 問い合わせ 川西市役所人権推進課 TEL 072-740-1150

光を求めて

メインテーマ

第1回 6月6日(水) 午後1時半～3時半

テーマ 『一人の女の子との出会いから生まれた「おかえり」』

講師 柁田 心み さん(NPO法人「おかえり」理事長)

【紹介】 柁田さんには、血のつながらない「妹」がいる。経済的事情や虐待などで親と暮らせず、柁田さんの親が里親となって迎えた「里子」たちだ。妹たちとの暮らしを通して里親家庭や児童養護施設を巣立った後、自立支援の必要性を感じ、「おかえり」を立ち上げた。



第2回 6月13日(水) 午後1時半～3時半

テーマ 『人権「楽」集會
—あなたが気づけば、地域・職場が変わる—』

講師 栗木 剛 さん(mottoひょうご事務局)

【紹介】 「楽しくなくつちや、講演会じゃない」をモットーに、子育てセミナーから高齢者大学まで、PTAから社員研修まで、聴く人の心をおしゃべりでほんわか耕す。座右の銘は、「曲がり道は曲がってしまえ」



第3回 6月20日(水) 午後1時半～3時半

テーマ 『幸せってなんだっけ? —虐待する親を癒したい—』

講師 島田 妙子 さん(株)イーゼット代表取締役)

【紹介】 両親の離婚・再婚、養護施設での生活、継母だけでなく実父からも仕えぬ虐待...そんな経験をしながらも、常に前向きに「経験こそ財産なり」をモットーに、現在の日本が抱える問題に少しでも解決できる糸口を見出したいと願い、高齢者介護、自閉症の親子の子育て、仕事にどきどき中。



★会場はすべて川西市総合センター(3階体育室) 日高町1-2 ☎072-758-8398

※会場の駐車スペースには限りがございますので公共交通機関をご利用ください。

- 主 催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進課
- 手話・保 育 ご希望の方は、5月30日までに人権推進課へお申し込みを。
- 問い合わせ 川西市人権推進課 TEL 072-740-1150 FAX 072-740-1151

心の病を学ぶ

～『精神障害者』の現状と社会の役割～

第1回 6月11日(木) 午後1時30分～3時30分

テーマ 『精神科医から見た現状』

講師 石島 正嗣 さん (医療法人社団 青心会 理事長・医師)

【講師紹介】

昭和43年 大阪大学医学部卒業・昭和43年～53年 大阪大学附属病院等病院勤務・昭和53年 石島診療所開設・平成2年 医療法人社団青心会設立・平成12年 精神障害者グループホーム(川西市)開設
平成20年 せいしん心療内科開設
学校産業医(猪名川町) 著書「続ことわざ精神保健」2013年



第2回 6月18日(木) 午後1時30分～3時30分

テーマ 「川西における支援の実際」

講師 石島 正嗣 さん (医療法人社団 青心会 理事長・医師)



第3回 6月25日(木) 午後1時30分～3時30分

テーマ 「『障がいのある人たちの』"働きたい"という思いに伝える」

講師 酒井 京子 さん
(就労移行支援施設 サテライト・オフィス平野 所長)

【紹介】

サテライト・オフィス平野・・・大阪府平野区にある、就労移行支援事業所として事務系の職種を中心とした就労をめざし、特に支援ニーズが高まっている発達障がいのある人への支援に重点をおき、本人の特性や働く力を見極めたうえで就労に向けた基礎訓練を行い、就労へとなぐ支援を行っている。



★会場はすべて川西市総合センター(1階・視聴覚室)

- 主 催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進課
- 後 援 伊丹人権擁護委員協議会川西部会
- 手話・保育 ご希望の方は、6月4日までに人権推進課へ申し込みを。
- 問い合わせ 川西市人権推進課 TEL 072-740-1150

メンテマ 子どもも理解のために

第1回 6月19日(木) 午前10時～12時 3F体育室

テーマ 『子どもの成長とおとなの理解』

講師 浜田 寿美男 さん
(川西市子どもの人権オンズバースン)

【紹介】

奈良女子大学名誉教授。専門は、発達心理学、法心理学。現在は、川西市子どもの人権オンズバースンの代表として子どもの人権問題に取り組む。



第2回 6月25日(水) 午前10時～12時 視聴覚室

テーマ 『子ども(少年)の性被害と実際の支援』
～5人に1人の子どもは性暴力にあふ。もしあなたの子もいたらどうしますか?～

講師 山口 修喜 さん (カウンセリングオフィスPomu主宰)

【紹介】

1977年生まれ。高校を辞めてカナダの大学の大学で心理学を学び、カウンセリング心理学の修士号を取得。公認心理カウンセラーとなり、性被害を受けた男性の支援センターで働く。2011年帰国し、神戸でカウンセリングオフィスPomuを立ち上げる。



第3回 7月1日(火) 午前10時～12時 3F体育室

テーマ 『ネット社会と子どもたち』
～おとな(親)としていかに対応すべきか～

講師 山川 加奈子 さん

【紹介】

大学非常勤講師(情報リテラシー、ICT概論、就職指導など)2005年阪神南県民局「情報安全教育啓発冊子」作成アドバイザー就任。ICTのプロと母親との目線で現状を分析し、子どもを被害者・加害者にしないために何ができるのかを考える講演活動を実施。



★会場はすべて川西市総合センター(3階体育室)もしくは(視聴覚室)

- 主 催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進課
- 手話・保育 要予約(ご希望の方は、6月12日までに人権推進課へ)
- 問い合わせ 川西市人権推進課 TEL 072-740-1150 FAX 072-740-1151



老いと死をみつめて

～いつかたどるみち～

第1回 6月7日 (水) 午前10時～12時

テーマ 「プロがすすめる生前整理」

講師 屋宜 明彦 さん (一般社団法人「心結」 代表理事)

【紹介】一般社団法人心結(しんけつ)を2016年8月に設立。遺品整理や生前整理の現場を6年経験し、2万件以上の上の経験者をサポート。自分の経験を元に、もっとお役に立ちたいと想い独立。現在は、おかたづけ事業を中心とし、高齢者サポート分野で新たな付加価値を創造するべく事業展開を進める。



第2回 6月21日 (水) 午後1時30分～3時30分

テーマ 「誰にでもやって来る 人生のしめくり」

講師 源 淳子 さん (女性問題研究者)

【紹介】関西大学人権問題研究室嘱託研究員 お寺さんの家に生まれ研究者になり、宗教やお墓に関する情報発信している。著書に『フェミニズムが問う仏教』、『「母」たちの戦争と平和』(三一書房)、共著書に『性差別する仏教』(法蔵館)、『「女人禁制」Q&A』(解放出版社) など多数。



第3回 6月28日 (水) 午後1時30分～3時30分

テーマ 「メント・モリ -死を覚えて生きる-」

講師 中野 敬一 さん (神戸女学院大学教授)

【紹介】同志社大学神学部、米国Pacific School of Religion 大学院を卒業、日本キリスト教団の教会や米国の日系人教会での牧会後、2010年より神戸女学院大学に勤務。専門はキリスト教実践神学、主に死者儀礼を扱っている。「死」を扱うことは「いのち」について考えることにちがありません。



★会場はすべて川西市総合センター(1階・視聴覚室)

- 主 催 川西市人権啓発サポート一會・川西市人権推進室
- 後 援 伊丹人権協議委員会協議会川西部会
- 手話・保育 ご希望の方は、6月1日までに人権推進室へ申し込みを。
- 問い合わせ 川西市人権推進室 TEL 072-740-1150



子どもたちと考える幸せ

幸せを阻む 貧困、学力、法律・制度、親、18歳の壁…

第1回 6月15日 (水) 午前10時～12時

テーマ 「子どもたちとつくる 貧困とひとりぼっちのいないまち」

講師 村井 琢哉 さん (特定非営利活動法人「山科醍醐こどもひろば」 理事長)

【紹介】2013年より当法人理事長。子ども達の貧困に対する実践を中心に啓発活動や講演活動を積極的に行う。京都府子どもの貧困対策推進委員会委員。1999年から、地域に住む全ての子どもたちが豊かに育つ社会環境や文化環境を充実させ、子どもたちの伸びやかな育ちに寄与できる団体を目指し活動する。



第2回 6月22日 (水) 午前10時～12時

テーマ 「一人ひとりを大切にする 三光塾の取り組み」

講師 瀧野 真継 さん (社会福祉法人児童福祉施設 三光塾 施設長)

【紹介】西西市で児童福祉施設「三光塾」開設運営。1946年4月、戦後混乱の中、絶えてしまった子どもたちを保護育成するために始める。当初の子どもは戦争のために親を失ったりした子どもたちでした。現在は、さまざまな理由で家族での養育が困難になったり、身近では虐待での養育不安のケースや、不登校、心や発達に課題のある子どもたちも多し。



第3回 6月30日 (木) 午後1時30分～3時30分

テーマ 「心の窓を少し拓いて」

講師 明石 一朗 さん (関西外国語大学教授)

【紹介】1955年生まれ。母校である大阪府貝塚市立東小学校で教師となり、学校長で退職。現在、関西外国語大学教授として学生の教員養成等の指導に当たる。全国向和教育局協議会事務局長・大阪府教育委員会指導主事等歴任、人権教育に長年携わり、今日の子どもをめぐる教育課題について語る。



★会場はすべて川西市総合センター(1階・視聴覚室)

- 主 催 川西市人権啓発サポート一會・川西市人権推進室
- 後 援 伊丹人権協議委員会協議会川西部会
- 手話・保育 ご希望の方は、6月8日までに人権推進室へ申し込みを。
- 問い合わせ 川西市人権推進室 TEL 072-740-1150



2019 人権学習市民講座

※参加無料・申込不用
定員 40人程度

自死(自殺)問題について考えよう!

人権についての学びは、人々が抱えるさまざまな「生きづらさ」に思いを馳せ、自分の抱える生きづらさにも目を向けることから始まるのではないだろうか。いじめ被害による子どもたちの自死、過酷な労働環境や、さまざまな人間関係に悩み自死を選択する、あるいは死をもって抗う人々など、毎日のようにニュースで知られる私たち、1年間に2万人を超える自死(自殺)者がいます。自死という選択をするご本人の思い、葉された遺族(家族)の悲しみと苦しみについて考えてみましょう。そして、人々が自死に追い込まれないよう、身近にいる人として何ができるのか、社会のあり方についても考えてみましょう。

第1回 6月12日(水) 午前10時～12時

テーマ「はい、いのちの電話でございます！」

講師 八尾 和彦さん(関西いのちの電話 事務局長代行・常務理事)

【紹介】1947年秋山山市生まれ。近江川崎市で暮ら、佛教大学社会学部社会学科卒業。1974年大阪YMCAに就職の後、一冊の書物をおして「いのちの電話」に出会う。1996年より社会福祉法人「関西いのちの電話」事務局長として活動。2015年事務局長を退く。本年4月より事務局長代行・常務理事として事務局に復帰する。

第2回 6月19日(水) 午後1時30分～3時20分

テーマ「自死遺族に寄り添う」

講師 椎名 やよひさん(僧侶)

【紹介】1948年神戸市生まれ。大阪外国語大学卒。龍谷大学院実践教育研究科修了。英語教育に従事した後、現在「自死に向き合う関西僧侶の会」で会員として活動。

第3回 6月26日(水) 午後1時30分～3時30分

テーマ「人はなぜ自死を選ぶのか」

講師 中野 敬一さん(神戸女学院大学文学部教授)

【紹介】同志社大学神学部、光風Pacific School of Religion 大学院卒業。2010年より神戸女学院大学に勤務。専門はキリスト教実践神学、主に死者儀礼を扱っている。「死」を扱うことは「いのち」について考えることにも繋がります。

★会場はすべて川西市総合センター(1階・視聴覚室)

川西市日高町1-2 ☎072-758-8398

- 主 催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進課
- 後 援 伊丹人権擁護委員協議会川西部会
- 手話・保育 ご希望の方は、6月5日までに人権推進課へ申し込みを。
- 問い合わせ 川西市人権推進課 TEL 072-740-1150



2018 人権学習市民講座

※参加無料・申込不用
定員 40人程度

「発達障がい」ってなんだろう

第1回 6月13日(水) 午後1時30分～3時30分

テーマ「それぞれの特性と社会の課題」

講師 渡邊 純さん(わたなべメンタルクリニック院長)

【紹介】心療内科・精神科医、メンタルクリニック院長(川西市中央町)、元大阪芸術大学教授、近畿自治体での各種委員や相談業務等でも活躍されています。



第2回 6月20日(水) 午後1時30分～3時20分

テーマ「発達障がいとともに地域で生きる」

講師 安部 かおるさん(ピアカウンセラー)

【紹介】川西さくら園(児童発達支援センター)で、発達障がい児の保護者に対して相談業務を当事者の立場から行っておられます。



第3回 6月27日(水) 午後1時30分～3時30分

テーマ「自閉症者から学ぶ」

最終講は世界的なベストセラーとなった「自閉症の權が跋びはねる理由」の著者で重度の自閉症者でもある「東田真樹さん」の生き方、心の内を言葉や映像を通して知ることで、当事者の生きづらさの根源にあるものが何なのか、みなさんとともに考えたいと思います。

案内役：人権擁護委員・川西市人権啓発サポーター 前中 豊



★会場はすべて川西市総合センター(1階・視聴覚室)

川西市日高町1-2 ☎072-758-8398

- 主 催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進課
- 後 援 伊丹人権擁護委員協議会川西部会
- 手話・保育 ご希望の方は、6月5日までに人権推進課へ申し込みを。
- 問い合わせ 川西市人権推進課 TEL 072-740-1150

2013年度

人権学校

今年度の人権学校は、下記のとおりメインテーマで、学生時代から釜ヶ崎の日雇労働者・野宿者支援活動に関わって来られた生田武志さんに3回にわたってお話していただきます。この機会に「貧困、ホームレス問題」についてじっくり学んでみませんか。

★メインテーマ

『貧困を考える ～「ホームレス」問題と子どもの貧困～』

講師 生田 武志 さん (財ホームレス問題の授業づくり全国ネット代表理事)



プロフィール

1964年生まれ。同志社大学在学中から大阪市釜ヶ崎の日雇労働者・野宿者支援活動に関わる。2000年「つきあわせの図はナイフで切られた果物となりえるか？」で群像新人文芸賞評論部門優秀賞。2001年から各地の小・中・高校などで「野宿者問題の授業」を行う。野宿者ネットワーク代表等を務める。

- 〈主な著書〉 ・『野宿者襲撃』論(人文書院 2005)
- ・貧困を考えよう(岩波ジュニア新書 2009)
- ・おっちゃん、なんで外で寝るあかんの？〜こども夜回りと「ホームレス」の人たち(あかね書房 2012)

★日時 & 各講座のテーマ

①11月13日(水) 14:30~16:15

『子どもと若者の貧困を考える』

②11月20日(水) 14:30~16:15

『日本に広がった「貧困」と「野宿」の社会的背景』

③11月27日(水) 14:30~16:15

『なぜ、若者は野宿者を襲うのか』

～「路上いじめ」とともに「教室のいじめ」をなくそう～』

★場 所 川西市総合センター1階視聴覚室

★定 員 40名程度 受講無料 ※予約11月5日までに

※受講には予約に要りません。

★主 催 川西市人権啓発サポーター会・市人権推進課

★協 賛 伊丹人権擁護委員協議会川西部会 ■問合せ先 人権推進課 ☎740-1150

2012年度

人権学校

今年度の人権学校は、「冤罪と人権」をメインテーマに川西市の子どもの人権オンブズパーソンでもあります浜田寿美男さんに4回にわたってお話していただきます。『冤罪は、最大の人権侵害』とも言われる中で、この機会にじっくり学んでみませんか。

★メインテーマ

『冤罪と人権を考える ～なぜ冤罪は繰り返されるのか！～』

講師 浜田 寿美男 さん

(川西市子どもの人権オンブズパーソン)

プロフィール

1947年香川県生まれ。奈良女子大学名誉教授。京都大学大学院文学研究科博士課程修了。専門は、発達心理学、法心理学。現在 兵庫県川西市で子どもの人権オンブズパーソン代表。

- ・証言台の子どもたち「甲山事件」冤罪供述の構造(日本評論社 1986)
- ・「ほんとうは悔殺したんじゃないわねえもの」野田事件・青山正の真実(筑摩書房 1991) など他多数



★日 時

①10月26日(金) 『無実の人がなぜソノの自由に落ちるのか』
～足利事件と日野事件～』

②11月 2日(金) 『部落差別と冤罪 ～狭山事件～』

③11月 9日(金) 『知的障がい・発達障がいと冤罪 ～野田事件～』

④11月16日(金) 『歴史と冤罪 ～帝銀事件と福岡事件～』

※時間はすべて13時30分～15時30分

★場 所 川西市総合センター1階視聴覚室

※④のみ市役所2階202会議室

★定 員 40名程度 受講無料

※手話通訳、保育申込みは、10月19日までに

★主 催 川西市人権啓発サポーター会・市人権推進課

■問合せ先 人権推進課 ☎740-1150



2015年度

人権学校

※受講料無料

定員 40名程度

今年度の人権学校は、超高齢化社会を迎える時代、医療の発達なども含め、老いや死（生）について今まで以上に私たちが考えておかなければならない課題が生じてきています。認知症、介護、孤独死、終末期、尊厳死・・・など。これらについて、各専門分野から講師をお招きし、みなさまと共に学び合いたいと思います。

メインテーマ

『老い、死について考える』

◆11月11日（水）午後1時30分～3時30分

第I講「医療の現場から」

講師 杉本 圭司 さん
(市立川西病院 診療部長・緩和ケア担当)



◆11月18日（水）午後1時30分～3時30分

第II講「施設・介護の現場から」

講師 市川 禮子 さん (社会福祉法人 きらくえん理事長)



◆11月25日（水）午後1時30分～3時30分

第III講「宗教・学問の現場から」

講師 中野 敬一 さん
(神戸女学院大学 文学部教授・大学チャプレン)



★会場はすべて川西市総合センター（視聴覚室）

■手話・保育 ご希望の方は、11月4日までに人権推進課へ
■主催 川西市人権啓発サポーター会・人権推進課
■後援 伊丹人権擁護委員協議会川西部会
【問い合わせ】 川西市人権推進課
TEL 072-740-1150 FAX 072-740-1151



2014年度

人権学校

今年度の人権学校は、「自分を生きる」をメインテーマに、性同一性障害当事者の金子 旬さんに3回にわたってお話していただきます。
今一度、この人権課題について、皆さまと学び合いたいと思います。

★メインテーマ 『ありのままの自分を生きる』

講師 金子 旬 さん (性同一性障害当事者)



【プロフィール】

1985年生まれ。大阪市立大学在学中から、部落問題研究会などの人権問題サークルで活動する。
現在、性同一性障害との診断を受け、戸籍上は男性であるが、女性として社会生活を送る、MFトランスジェンダー。「性別」という概念を日常的にかく乱させながら、非労働ヘルパー、学童保育の指導員などを経て、今年9月司法試験に合格する。

★日時＆各回のテーマ

①11月12日（水）10:00～12:00

『セクシュアルマイノリティ（性的少数者）って何やろう？』

②11月19日（水）10:00～12:00

『性同一性障害者の「生きづらさ」を語る』

③11月26日（水）10:00～12:00

『多様な性で生きられる社会へ』

★場 所 川西市総合センター1階視聴覚室

★定 員 40名程度 受講無料 ※手話通訳・保育 要予約 11月5日までに

※受講には予約は要りません。

★主 催 川西市人権啓発サポーター会・市人権推進課

★協 賛 伊丹人権擁護委員協議会川西部会 ■問合せ先 人権推進課 ☎740-1150

2017年度

人権学校

今年度の人権学校は、下記のテーマで、法律の専門家（弁護士）であり、弱者救済をモットーとしておられる在間 秀和さんに3回にわたってお話いただきましたことになりました。
私たちが生活や働くうえで、さまざまな問題が生じた時、法律を中心として、自分や家族をいかに守っていけるのか……。皆さまといっしょに学び合いたいと思います。

★メインテーマ

『共に生き、安心できる生活のために』

さいま ひでかず
講師 在間 秀和 さん
(弁護士)



【プロフィール】
*1948年 広島県生まれ
*1975年 弁護士登録(司法修習27期)

私は、1975年に弁護士として一歩を踏み出し、一般市民事件のほか、環境問題や、労働問題、戦後補償問題等にも取り組んでまいりました。もちろん、業務の中心は、市民の方々の身近な法律問題の解決に関わることです。社会的な問題としては、1995年頃から、在外邦人に対する補償問題が大きなテーマとなっております。また、日々生起する多くの労働問題にも引き続き関わっております。振り返ってみますと、司法もそして行政も、本来の役割は「社会的弱者の救済」にあるのではないかと感じることが多くなりました。そして、弁護士は従来も「弱者救済」が原則であると思います。「弱者強東」の世の中はとて人間間的には悲しません。これからは働きながら様々な場面で、真理を追い求め力を尽くしていきたいと思っています。

★日時 & 各回のテーマ

① 11月15日(水) 13:30~15:30

『法律は、誰のために、何のためにあるのか？』

～住まい・交通事故・金融買付・相続・離婚などの身近な問題と法律～

② 11月22日(水) 13:30~15:30

『働く人たちを守るための法律はどうなっているのか？』

～働く人たちが知っておくべき基本ルール～

③ 11月29日(水) 13:30~15:30

『働く人たちの権利をどのようにして守るのか？』

～働く人たちの命と権利を守るためのシステム～

- ★場 所 川西市総合センター・1階・視聴覚室
- ★定 員 40名程度 受講無料 ※受講には予約は要りません。
※手話通訳・保育 要予約11月7日(火)までに
- ★主 催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進室
- ★協 賛 伊丹人権擁護委員協議会川西部会
- 問合せ先 人権推進室 ☎740-1150



2016年度

人権学校

今年度の人権学校は、下記のメインテーマのもと、自身が薬物依存症で苦しんだ経験をもつ倉田 めばさんに3回にわたってお話していただくことになりました。
私が、私の家族が薬物依存症になるかも、薬物依存症の人にはどう関わればいいのか……。皆さまといっしょに学び合いたいと思います。

★メインテーマ

『薬物依存問題について考えよう』

～薬物依存症は回復する病である～

講師 倉田 めば さん



【こひん人】

倉田さん自身も長い間薬物依存に苦しみ、その後回復した経験をもつ人。1993年、薬物依存回復施設「大阪夕ルック」を一人で立ち上げる。2001年、大阪市青年障害者小規模作業所として認可されたのを機に退職。2002年、薬物依存症からの回復支援を行う団体「カリアム」を設立し、当事者とその家族への支援活動を精力的に行っている。

★日時 & 各回のテーマ

① 11月9日(水) 10:00~12:00

『薬物依存症とは？』

② 11月16日(水) 10:00~12:00

『薬物を使う人はなぜ助けを求められないのか？』

③ 11月30日(水) 10:00~12:00

『薬物依存からの回復と支援』

- ★場 所 川西市総合センター・1階視聴覚室
- ★定 員 40名程度 受講無料 ※受講には予約は要りません。
※手話通訳・保育 要予約11月2日(水)までに
- ★主 催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進室
- ★協 賛 伊丹人権擁護委員協議会川西部会
- 問合せ先 人権推進室 ☎740-1150



はちまるこまる

2019 人権学校

※参加無料・申込不用
定員 40人程度

「8050問題」とは、 ～ひきこもり問題を考えよう～

1980年代、ひきこもりは若者問題として、実態調査が行なわれ、さまざまな対策が打ち出されました。しかし、近年、ひきこもりが長期化し、親子とも高齢化が進み、親80歳代、子50歳代が暮らす世代が社会から孤立化し、生活が困難な問題が顕在化してきます。それを「8050問題」(読み方「はちまるこまるもんだい」とい)、今年3月に内閣府が40～64歳を対象に自宅に半年以上ひきこもっている人の調査結果を、推計61万3千人いると公表しました。
私たちの地域社会の課題として、ひきこもり問題を理解するために、下記のとおり「人権学校」を開催することになりました。

第1回 11月13日(水) 午後1時30分～3時30分
テーマ 「ひきこもり」から問う「生」に直撃する支援
～解決ではなく、ただ繋がること～

講師 泉 翔 さん (特定非営利活動法人 ウィークライ 代表理事)

【紹介】1987年生まれ、中学5年間を不登校、大学在学中にひきこもり、8年間かけて卒業、ハラスメント被害や各種依存症を経て、現職NPO法人ワークアウトの代表理事を務めつつ、精神科通院中のまま、上記NPO法人では、「ひきこもり」やメンタルヘルズを中心とした「生きづらさ」の課題を抱える方と共に、「幸せに生きる」ことを目的に、居場所づくりや自助会、助産・距離等の活動を行っています。

第2回 11月20日(水) 午後1時30分～3時30分
テーマ 「冬眠からの目覚めに立ち会ってみて」

講師 岡本 康子 さん (宝塚 こもりむしの会 代表)

【紹介】1977年宝塚市生まれ、金蘭短期大学を卒業。中学生と幼稚園の子の二児の母。3年前から宝塚市で絵画古ビュウフェザロンを経営。2年前より、ひきこもりに関わる人の会「こもりむしの会」を始め、さまざまな講座や講演会を開催しています。

第3回 11月27日(水) 午後1時30分～3時30分
テーマ 「8050問題 中高年の引きこもり支援」

講師 勝部 麗子 さん (豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長)

【紹介】1987年入職以来、ボランティアセンター、小地域福祉ネットワーク活動、当事者組織など、地域組織化や地域福祉活動計画に携わり、現在は、コミュニティソーシャルワーカーとして制度の抜本的な課題を解決するプロジェクトの立ち上げ等に携わっています。2014年NHKドラマ「10「サイレントブレイク」のモデルとなり、同ドラマの監修を務めました。同年7月には「プロフェッショナル仕事の流儀」に出演。

★会場はすべて川西市総合センター(1階・視聴覚室) 川西市日高町1-2 ☎072-758-8398
■主催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進課 ■後援 伊丹市人権擁護委員協議会川西支部
■手話・保音 ご希望の方は、3回とも11月5日(火)までに人権推進課へ申し込みください。
■問い合わせ 川西市人権推進課 TEL 072-740-1150

2018 人権学校

今年の人権学校は、2016年12月に公布・施行された『部落差別解消推進法』を受けて、あらためて部落問題について、皆さまと学びたいと企画しました。講師には、被差別部落に生まれ、当事者として、この問題を鋭く問い続けてきた住田一郎さんをお招きし、部落問題(差別)の真の解決をめざすには、私たち(当事者も)は、どのように考え、どんな行動が必要なのか、じっくりと語っていただきます。

★メインテーマ

『今日の部落問題をどう考えるか』 ～「部落差別解消推進法」制定を受けて～



講師 住田 一郎 さん (部落解放運動活動家)

【プロフィール】
*1947年 大阪市住吉区に生まれる。
高校・大学を通じ、部落問題研究会活動に参加。卒業と同時に、住吉地域で部落解放運動に参加。
*1977年～2010年 (財)西成労働福祉センターに勤務
以後、関西大学非常勤講師(人権教育論)、人権問題研究室委員、研究員、四天王寺大学非常勤講師(人権・向和教養論)を経て現在に至る。

(主な著書(共著))
『部落解放教育再考』、『部落の過去、現在、そして...』、『被差別の陰の影』、『関西大学・人権問題研究室紀要』、『部落問題解決に向けて差別差別部落民の当事者責任を全面水平対立の両面を捉えて』、ほか

★日時＆各回のテーマ

①11月14日(水) 13:30～15:30

『カムアウト(カムアウト)と人権(部落)問題』

②11月21日(水) 13:30～15:30

『先の法律(同和対策事業特別措置法)33年の功と罪』

③11月28日(水) 13:30～15:30

『部落問題の真の解決に向けて～両側から超える営みを～』

★場所 川西市総合センター・1階・視聴覚室
☞前夜工事のため、駐車場は利用できません。
★主催 川西市人権啓発サポーター会・川西市人権推進課
★協賛 伊丹市人権擁護委員協議会川西支部
■問合せ先 人権推進課 ☎740-1150
※受講無料 ※受講には予約は要りません。
※手話通訳・一時保音 要予約 11月7日(火)までに



【人権に関係する年表】

| | | 市のできごと | 兵庫県/国のできごと | 世界(国連)のできごと | その他/市の行政組織等 |
|-----|------|---|---|--------------------------|---|
| S21 | 1946 | | 「日本国憲法」公布 | 国連人権委員会設置 | |
| S23 | 1948 | | | 「世界人権宣言」採択 | |
| S25 | 1950 | | 「生活保護法」施行 | | |
| S40 | 1965 | | 「同和对策審議会答申」 | 「人種差別撤廃条約」採択 | |
| S41 | 1966 | | | 「国際人権規約」採択 | |
| S43 | 1968 | | | 「戦争犯罪等に対する時効不適用に関する条約」採択 | |
| S44 | 1969 | | 「同和对策事業特別措置法」施行 | | |
| S45 | 1970 | 人権擁護委員による「人権法律相談」開始ー第3金曜日 ※現在、「特設人権相談」として実施 | | | |
| S47 | 1972 | 「川西市同和教育協議会」設立……………→事務局:教育委員会-社会教育課 | | | |
| S48 | 1973 | | 全国統一応募書類の使用を通達(労働省) | | |
| S49 | 1974 | | | | 市長部局に同和部、教育委員会に同和教育室を設置 |
| S51 | 1976 | 「部落解放同盟川西支部」結成 | 「戸籍法」改正(公開制限) | | |
| S52 | 1977 | 「同和对策審議会」設置 「同和問題市民意識調査等」実施 | | | |
| S53 | 1978 | 「同和对策審議会 答申」(今後の同和对策の基本的方策並びに具体的方策について) | 「同対法」3年延長 | | |
| S54 | 1979 | 「同和事業総合計画」策定 | 「国際人権規約」批准 | 「女子差別撤廃条約」採択 | |
| S55 | 1980 | 「同和教育基本方針」策定 「同和教育推進委員制度」発足 総合センター(隣保館・児童館)開設 | | | 同和部ー総合センター |
| S57 | 1982 | 「同和保育基本方針」策定 「同和对策審議会 答申」(S57年度以降の同和对策事業基本方針の策定に関する) | 「地域改善対策特別措置法」(地対法)施行-5年間 | | |
| S58 | 1983 | 「同和对策事業新総合計画」策定 | | | |
| S60 | 1985 | 「市民啓発基本方針」策定 「同和問題市民意識調査」実施 | 「女子差別撤廃条約」批准 | | |
| S61 | 1986 | | 「男女雇用機会均等法」施行 | | |
| S62 | 1987 | 「同和对策審議会 答申」(同和对策事業の今後のあり方について) 「小学校区人権啓発推進委員会」発足(15/17校区) | 「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)制定(5年間) | | |
| H1 | 1989 | 「非核・平和都市宣言」 「第1回市同和教育研究大会」開催 | | 「子どもの権利条約」採択 | |
| H2 | 1990 | 「同和問題市民意識調査」実施 | | 「子どもの権利条約」-国際法として正式発効 | |
| H3 | 1991 | 「人権擁護都市宣言」 | 「(公財)兵庫県人権啓発協会」設立 | | 人権推進部ー同和对策担当/総合センター/女性政策担当 教育委員会人権教育室にー同和教育室(名称変更) 人権擁護施策・平和施策を所管 |
| H4 | 1992 | 「同和对策審議会答申」(平成4年度以降の同和对策事業のあり方について) | 「地対財特法」(5年延長) | | 人権推進部ー同和对策課/総合センター/女性政策課 |
| H5 | 1993 | | 「障害者基本法」制定 | | |
| H6 | 1994 | 「在日外国人教育指針」策定 | 「子どもの権利条約」批准 | | |
| H7 | 1995 | 「同和問題市民意識調査」実施 | 「高齢社会対策基本法」施行 「人種差別撤廃条約」批准 | 「人権教育のための国連10年」 | 人権・市民部ー同和对策課/総合センター |
| H8 | 1996 | 「同和对策審議会答申」(平成9年度以降の同和对策事業のあり方について) | 「らい予防法」廃止 | | |
| H9 | 1997 | | 「人権擁護施策推進法」施行 「障害者基本法」施行 「アイヌ文化振興法」施行 「北海道旧土人保護法」廃止 「地対財特法」(5年延長) | | |
| H10 | 1998 | 「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」制定 | 兵庫県「人権教育基本方針」策定 熊本地裁に元患者ら13人が「らい予防法」違憲国家賠償請求を提訴 | | |

| | | 市のできごと | 兵庫県/国のできごと | 世界(国連)のできごと | その他/市の行政組織等 |
|-----|------|---|---|--------------------|----------------------------------|
| H11 | 1999 | 「子どもの人権オンブズパーソン制度」開始 | 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」制定 | | 生活・人権部一人権推進室(名称変更)ー総合センター/女性センター |
| H12 | 2000 | 「人権教育のための国連10年川西市行動計画」策定 「人権教育推進委員制度」(改称) | 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止法」施行 「犯罪被害者保護法」施行 「外国人登録法」改正・指紋押捺全廃 | | |
| H13 | 2001 | 「同和对策審議会 答申」(平成14年度以降の同和行政のあり方について) | 「DV防止法」施行 「県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定 熊本地裁「らい予防法」違憲判決-確定 | | |
| H14 | 2002 | 「人権施策推進委員会」(庁内組織/会長-市長)設置 「人権啓発サポーター制度(改称)」 | 「プロバイダ責任制限法」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「地对財特法」失効(※同和对策事業に係る特別法は完全終了となる) 「ホームレス自立支援法」施行 | | ※女性政策部門分離 人権推進室一人権推進課/総合センター |
| H15 | 2003 | | 「個人情報保護法」制定 | | |
| H16 | 2004 | | 「性同一性障害特例法」施行 | | 市民生活部一人権推進室一人権推進課/総合センター |
| H17 | 2005 | 「人権行政推進プラン」策定 | 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 | 「人権教育のための世界計画」 | |
| H18 | 2006 | | 「高齢者虐待防止法」施行 「北朝鮮人権法」施行 「自殺対策基本法」施行 | 「障害者の権利に関する条約」採択 | 教育委員会の人権教育室が市長部局の人権推進課と統合 |
| H19 | 2007 | | | 「先住民族の権利に関する国連宣言」 | |
| H20 | 2008 | 「人権教育基本方針」策定 | 衆参両院でアイヌ民族を先住民とすることを求める決議 | | |
| H21 | 2009 | 「人権施策審議会」設置 | 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 | | |
| H22 | 2010 | 「人権行政推進プラン(第1次改定版)」策定 「セクマイ相談・学習会」開始(総合センター) | | 国連総会「ハンセン病差別撤廃決議」 | |
| H23 | 2011 | 「人権保育基本方針」策定 | | 「人権教育及び研修に関する国連宣言」 | |
| H24 | 2012 | | 「障害者虐待防止法」施行 「外国人登録法」廃止 | | |
| H25 | 2013 | 「人権問題に関する市民意識調査」実施 | 「いじめ防止対策推進法」制定 「子どもの貧困対策推進法」制定 | | |
| H26 | 2014 | 「本人通知制度」施行 | 「障害者権利条約」批准 | | |
| H27 | 2015 | 「人権行政推進プラン(第2次改定版)」策定 「男女共同参画推進条例」制定 「いじめ防止基本方針」策定 | 「女性活躍推進法」施行 「生活困窮者自立支援法」施行 | 持続可能な開発目標(SDGs)採択 | |
| H28 | 2016 | | 「障害者差別解消法」完全施行 「ヘイトスピーチ規制法」施行 「部落差別解消推進法」施行 県「多文化共生社会推進指針」策定 | | 男女共同参画推進業務、人権推進課に事務移管 |
| H30 | 2018 | 「インターネット・モニタリング」開始 10月 | | | 市民環境部一人権推進課/総合センター |
| R1 | 2019 | 「犯罪被害者等支援条例」制定 | 「アイヌ民族支援法」成立 ハンセン病家族訴訟ー熊本地裁判決確定(国に賠償責任) | | |
| R2 | 2020 | 「人権施策審議会答申」→「人権行政推進プラン(第3次改定版)」策定 8月-「川西市パートナーシップ宣誓制度」実施 | | | |

非核平和都市宣言

世界中の人々が等しく平和な暮らしを営むことは、人類共通の願いです。
それにもかかわらず、地球上の全生命を滅ぼしてもなお余ほどの核兵器が蓄積され、世界の平和に深刻な脅威を与えています。
わが国は世界で最初の核被爆国として、核兵器と戦争の恐ろしさを全世界に訴え、その惨禍を絶対に繰り返させてはなりません。
私たちは祖先から受け継いできた猪名川の清流、豊かな緑、そして人類共通の財産である青く美しい地球を永遠に守り続けていくためにも、核兵器をつくらず・持たず・持ち込ませずの「非核三原則」を遵守するとともに、恐るべき核兵器の廃絶を願い、人と人が憎しみあい傷つけあうことのない世界の創造を求めて、ここに市民の総意のもと、川西市を「非核平和都市」とすることを宣言します。

平成元年(1989年)7月14日

川西市

人権擁護都市宣言

人は生まれながらにして自由かつ平等であり、人間として生きる権利を有しています。
私たちは、日本国憲法のもとにすべての人々が尊ばれ、基本的人権が保障される住みよい社会が一日も早く実現することをめざしてきました。
それにもかかわらず、いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。
私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げていくため、ここに市民の総意のもと、川西市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

平成3年(1991年)2月28日

川西市



最後までお読みいただきありがとうございます。

この冊子についてご意見やご質問は、川西市人権推進課までご連絡ください。

〒666-0015 川西市中央町12-1 ☎072 740 1150 FAX 072 740 1151

メールでの問い合わせは市ホームページからアクセスしてください。✉



